

## 教職課程

1. 本学大学院保健学研究科に教育職員免許法に基づく教職課程が置かれている。
2. 大学院教職課程の履修によって取得できる教育職員免許状の種類、履修する研究科・専攻・コースおよび教科または教職に関する科目の必要最低単位数は次のとおりである。

研究科	専攻	コース	免許状の種類	免許	必要最低単位数
					大学が独自に設定する科目
保健学研究科	保健学専攻	—	養護教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	養護 保健 保健	24

3. 専修免許状は、一種免許状に必要な単位を修得した者が、大学院博士前期課程に2年以上在籍し、杏林大学大学院教職課程履修規程に定める単位を24単位以上修得して修士の学位を取得した場合に与えられる。ただし、一種免許状の免許教科は自分の所属する専攻で取得できる専修免許状の免許科目と同一でなくてはならない。
4. 各専修免許状取得のために修得すべき科目を以下に示す。
5. 教職課程の履修希望者は所属する研究科が指定する期間内に、所定の「教職課程履修願」を提出しなければならない。
6. 教職課程履修願を提出した者は、所定の期日までに大学院教職課程費3万円を納入しなければならない。所定の期日までに納入しない者については教職課程の履修を取り消す。

<平成29年度学則>

保健学研究科保健学専攻(養護教諭専修免許)

(平成31年度入学生から適用)

免許法施行規則に定める科目区分等	最低必修単位	本学における該当科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	養護に関する科目	保健管理学特論	2	
		臨床疫学	2	
		学校保健学特論	2	
		養護教育実践論	2	
		健康エコーロジー特論	2	
		養護教諭論特論	2	
		認知心理学特論	2	
		学校精神保健特論	2	
		成人保健学特論	2	
		保健福祉学特論	2	
		保健学特別講義Ⅰ	2	
		保健学特別講義Ⅱ	2	
		生物統計学演習	2	
		養護実践学演習	2	
		保健学特別演習Ⅰ	2	
		保健学特別演習Ⅱ	2	
		感染症学特論	2	
		感染症疫学特論	2	
		薬理学特論	2	
		臨床細胞遺伝学特論	2	
		災害医学概論	2	
		外傷学特論	2	
		内科学	2	
		内部障害系理学療法学特論	2	
発達障害理学療法学特論	2			
専門横断科目	2			
研究倫理	2			

<平成29年度学則>

保健学研究科保健学専攻(中・高等学校教諭専修免許「保健」)

(平成31年度入学生から適用)

免許法施行規則に定める科目区分等	最低必修単位	本学における該当科目	単位数	備考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	地域保健福祉論	2	
		臨床疫学	2	
		学校保健学特論	2	
		健康エコロジータ論	2	
		認知心理学特論	2	
		学校精神保健特論	2	
		成人保健学特論	2	
		保健福祉学特論	2	
		保健学特別講義Ⅰ	2	
		保健学特別講義Ⅱ	2	
		生物統計学演習	2	
		保健学特別演習Ⅰ	2	
		保健学特別演習Ⅱ	2	
		感染症学特論	2	
		感染症疫学特論	2	
		薬理学特論	2	
		臨床細胞遺伝学特論	2	
		災害医学概論	2	
		外傷学特論	2	
		心肺蘇生法特論	2	
		救急病態学特論	2	
		内科学	2	
		内部障害系理学療法学特論	2	
		発達障害理学療法学特論	2	
専門横断科目	2			
研究倫理	2			